

南三陸町公告

南三陸町制限付き一般競争入札公告

制限付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び南三陸町建設工事執行規則（平成17年南三陸町規則第42号）第6条の規定により、公告する。

平成26年1月6日

南三陸町長 佐藤 仁

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 平成25年度シロサケふ化場整備実施設計委託業務
- (2) 事業場所 南三陸町地内
- (3) 履行期間 契約日の翌日から平成26年3月20日まで
- (4) 業務概要 シロサケふ化場整備実施設計
- (5) 支払条件 前金払い・完了払い

2 入札参加資格

- (1) 宮城県内に本社、支店、営業所等（支店、営業所等の場合は、本社から委任を受け、南三陸町入札参加者として登録があること。）のいずれかを有し、南三陸町建設工事執行規則の規定に基づく競争入札参加承認を受けていること。
- (2) 建設コンサルタント及び一級建築士事務所登録業者であること。
- (3) 平成15年度以降に国、地方公共団体又は、これらに準ずる機関（公団、公社、事業団等）発注による同種業務を元請として業務完了の実績を有すること。
- (4) 管理技術者及び照射技術者は、建築法（昭和25年法律第202号）による一級建築士技術士、並びに技術士「総合技術監理部門：水産－水産土木、建設－建設環境」又は「水産部門：水産土木、又は建設部門：建設環境」の資格を有し技術士法による登録を行っている者。又は、RCCM（水産土木部門、又は建設環境部門）の資格を有し「登録証」の交付を受けている者。
主任担当技術者は、建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士とする。
また、管理技術者、照査技術者、主任技術者は兼ねることは出来ないものとする。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しないものであること。
- (6) 南三陸町入札参加業者指名停止要領（平成17年南三陸町訓令第37号）に基づく指名停止を受けている期間でないこと。

3 入札手続等

(1) 入札参加申請書類の交付等

ア 交付期間

平成26年1月6日（月）から平成26年1月17日（金）までの期間の午前9時から午後5時まで（ただし、閉庁日及び正午から午後1時までの時間帯を除く。）

イ 交付場所

南三陸町産業振興課

(2) 設計図の閲覧

ア 期 間

平成26年1月6日（月）から平成26年1月17日（金）までの午前9時から午後5時まで（ただし、閉庁日及び正午から午後1時までの時間帯を除く。）

イ 場 所

南三陸町産業振興課

ウ 質 問

設計図書について質問がある場合は、備え付けの質問書に記入し、平成26年1月14日（火）までに南三陸町産業振興課へ提出すること。

エ 回 答

平成26年1月16日（木）午前9時から午後5時までの間、閲覧による。

オ 設計図書等の交付

貸出しによる。ただし、貸出時間は2時間以内とする。

(3) 入札執行の日時及び場所

ア 日時

平成26年1月30日（木）午後1時30分から

イ 場所

南三陸町役場 2階 大会議室

4 入札参加資格の承認申請

(1) 申請書類

入札に参加するものは、次に掲げる書類を正副2部（⑥を除く。）提出し、入札参加資格審査を受けなければならない。

- ① 制限付き一般競争入札参加申請書
- ② 建設コンサルタント登録の写し
- ③ 類似業務の施工実績調書
- ④ 配置予定の技術者に関する調書
- ⑤ 資格及び雇用関係が証明できる書類
- ⑥ 入札参加申請者の所在地及び名称を記載した返信用封筒（1通）

(2) 受付期間及び場所

ア 期間

平成26年1月6日（月）から平成26年1月17日（金）までの午前9時から午後5時まで（ただし、閉庁日及び正午から午後1時までの時間帯を除く。）

イ 場所

南三陸町産業振興課

(3) 入札参加有資格者については、申込みのあった者に参加資格の有無について通知する。

(4) 入札参加有資格者と認められなかった者は、その理由について担当課へ書面で問い合わせすることができる。

5 入札方法等

(1) 電報及びファクシミリその他の電気通信による入札は認めない。

(2) 入札金額の記載に当たっては、入札書に記載した金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 地方自治法施行令第167条の8第3項の規定による再度の入札は、2回に限りこれを行うものとする。

6 入札保証金

免除する。

7 入札の無効等

(1) 正当な理由なく所定の時刻までに入札の会場に入れなかつた者は、失格とする。

(2) この公告に示した入札に参加するものに必要な資格のない者又は虚偽の申請を行つた者のした入札並びに南三陸町財務規則及び南三陸町建設工事執行規則の規定に違反した者の入札は、無効とする。

(3) 委任状を持参しない代理人のした入札は、無効とする。

8 落札者の決定

(1) 落札者は、予定価格の制限の範囲内の価格で入札したものうち、最低の価格で入札をした者とする。

(2) 再度の入札の結果、落札者が決定されなかつた場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約により契約を締結することがある。

9 契約保証金

落札者は、南三陸町建設工事執行規則第21条の規定により、請負金額の100分の10以上の金額を契約保証金として納付すること。

ただし、同規則第22条第1項の規定に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除できるものであること。

10 その他

不明な点については、当町担当に照会すること。

南三陸町産業振興課水産業振興係 担当者 及川

電話：0226-46-1378（産業振興課直通）

FAX：0226-46-5348